

秋田県災害多言語支援センターの設置・運営に係る協定書

秋田県（以下「甲」という。）と公益財団法人秋田県国際交流協会（以下「乙」という。）は、災害時において設置・運営する秋田県災害多言語支援センター（以下「センター」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田県内で大規模災害が発生した場合に、多言語での情報提供及び外国人支援のための包括的な活動拠点となるセンターの設置・運営並びに甲及び乙の果たすべき役割等について、必要な事項を定める。

（センターの設置）

第2条 甲及び乙は、外国人被災者・避難者の有無等の被害状況等について協議のうえ、必要な場合はセンターを設置する。

（センターの役割）

第3条 センターの役割は、次のとおりとする。

- （1）行政機関等が発する災害情報の多言語翻訳及び発信
- （2）外国人の状況やニーズを把握するための電話及び窓口での対応
- （3）外国人の避難状況及び避難所の実態把握のための巡回

（設置場所）

第4条 センターの設置場所は、乙の事務所内（秋田市中通2丁目3番8号 アトリオン1階）とする。
2 災害被害により、乙の事務所内においてセンターを設置することが困難である場合は、甲がこれに代わる場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 センターの運営は乙が行い、センター長は乙の事務局長とする。

（業務分担）

第6条 前条に掲げるほか、センターに係る甲及び乙の業務は、次に掲げる表のとおりとする。

	業 務
甲	・センターへの人員派遣、その他の運営協力 ・センターと秋田県災害対策本部及び外部機関（外国公館、報道機関等）との連絡調整、情報提供
乙	・センター行動計画の作成 ・センターの運営体制の整備（場所の整備、人員・物品の確保等）

(経費負担) 第7条 前2条の業務に伴い発生する経費は、甲乙が協議して決定する。

(共通事項) 第8条 第5条の規定に関わらず、被害の状況により甲又は乙が十分に業務を行なうことが困難な場合、甲乙は第3条におけるセンターの役割を果たすため、相互補完的に活動するものとする。

(協議) 第9条 この協定に定めのない又は疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定の期間及び更新) 第10条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年5月10日

甲 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹 敬久



乙 秋田市中通2丁目3番8号 アトリオン1階
公益財団法人秋田県国際交流協会
副理事長 新谷 明弘



商 業	
<p>代表取締役の勤の予、専任員人のへーせくす・ 公団代) 関謝陪代ひ又陪本業扶害災泉田府ら一せくす・ 均貴陪計、並臨臨敷のら (等関謝並計、並</p>	甲
<p>知事への画情進行一せくす・ 員人、謝登の西墨) 謝登の歸本管重の一せくす・ (善果前品の</p>	乙